

議案第 1 号

斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、国の非常勤職員について育児休業等の取得要件の緩和が図られることから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 育児休業及び部分休業の取得要件の緩和（第 2 条及び第 17 条の改正規定）

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が 1 年以上である」という要件を廃止します。

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置（第 21 条及び第 22 条の追加規定）

職員本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置等を任命権者に対し、義務付けます。

2. 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。